

# 匝瑳市創業資金利子補給金制度の概要

趣旨

平成29年4月現在

新たなアイデアで行われる創業は、将来にわたり本市の経済活性化の一翼を担う重要な役割を持っています。本制度では市内で創業を行う方を資金面で支援し、創業時の負担軽減と経営の安定化を図ります。

## 主な条件

1. 市内に事業所を有し、事業を展開している(する予定の方)
2. (株)日本政策金融公庫又は千葉県の創業に関する融資※1を受けている方(平成29年4月1日以降の融資が対象です)

## 利子補給の内容

利子補給率: 年間に支払った利子のうち、金利1%相当※2

補給期間: 3年間(36ヵ月)

融資金額: 3,000万円以下の融資が対象です。

特例: 市の創業支援事業で実施する創業塾※3などを受講された方については年間に支払った利子全額を補給します。

創業融資の相談は市商工会や金融機関にお願いします。

## 申請方法

「創業資金利子補給金交付申請書兼実績報告書」に必要書類を添付の上、匝瑳市産業振興課商工観光室まで提出してください。提出期限は利子補給対象期間(1月～12月)の翌年の1月末日までです。様式は匝瑳市HPからダウンロードできます。

※1 (株)日本政策金融公庫…新創業融資制度、新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、再挑戦支援融資、生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの

千葉県…創業資金

※2 金利が1%に満たない場合は全額補給します。

※3 創業塾の開催は毎年11月頃を予定しています。詳しくはお問い合わせください。

## 【交付の例】



問い合わせ先: 匝瑳市産業振興課商工観光室商工観光班  
TEL: 0479-73-0089 E-Mail: [s-shoko@city.sosa.lg.jp](mailto:s-shoko@city.sosa.lg.jp)  
匝瑳市HP URL: <http://www.city.sosa.lg.jp/>